

各 位

会 社 名 日東富士製粉株式会社 代表者名 代表取締役社長 下嶋 正雄 (コード番号 2003 東証第1部) 問合せ先 総務部長 坂田 喜章 (TEL 03-3553-8781)

「内部統制システムに関する基本方針」の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成27年5月15日開催の取締役会において、「内部統制システムに関する基本方針」を一部改定することを決議いたしましたので、下記のとおり改定後の内容をお知らせいたします。なお、改定箇所は下線で示しております。

記

- ○取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制<u>並びに企業集団</u>の 業務の適正を確保するための体制
- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 当社は、役職員が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとる様「役職員行動規範」を定め ております。

コンプライアンス担当取締役を任命し、コンプライアンス関連の体制整備(研修、ガイドラインの制定ほか)を行います。また、各事業部門の長、総務部長及び業務監査室長をコンプライアンス委員とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス担当取締役がその委員長を務めております。

法令上及び定款上疑義のある行為等について、従業員が直接情報提供を行う手段として、コンプライアンス委員会等への報告・相談ラインを設置しております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や、各取締役が職務権限に基づいて決裁した文書等、取締役の職務の執行に係る情報を適正に記録し、法令等に基づき、定められた期間保存しております。

また、取締役及び監査役は、これらの文書等を必要に応じて閲覧・入手できる体制になっております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社<u>グループは、「リスク管理規程」に基づき</u>コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ等に係るリスクについては、それぞれの担当部署において、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配付等を行うものとしております。

組織横断的リスクの対応を一段と強化するため「リスク管理委員会」を設置しております。 また、リスクに対する実際の行動・シミュレーション実施を行うため、リスクに応じた分科会 を設置しております。

④ 取締役及び使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社<u>グループ</u>は、取締役及び従業員が共有する全社的な目標を定め、業務担当取締役はその目標達成のために各部門の具体的目標及び効率的な達成の方法を策定します。

当社<u>グループ</u>は、取締役会等が定期的に進捗状況をチェックし、改善を促すことができるように全社的な業務の効率化を実現するシステムとなっております。

⑤ 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制について

当社<u>グループ</u>は、財務報告の信頼性と適正性を確保するため、金融商品取引法の定めに従い有効かつ正当な評価ができるよう内部統制システムを構築し、適切な運用につとめます。

⑥ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制 当社は、グループ会社の主管者を定め、取締役や監査役の派遣等を通じて連携を取り、グルー プ会社の業務執行状況<u>の報告を定期的に受け、</u>確認しております。

また、社長直属の機関として業務監査室が設置されており、当社及びグループ会社について、 業務の遂行状況や内部統制の状況について監査し、改善の勧告、改善案の提示や実施状況の確認 等定期的に必要な内部監査を実施しております。

- ⑦ 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制 監査役は、監査役の職務の補助を必要とする場合は、業務監査室担当取締役に業務監査室の人 員の派遣を要請できるものとします。
 - ⑧ 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役より、監査業務の補助の指示を受けた従業員は、その指示に関して、取締役等の指揮命令を受けないこととします。

⑨ 第7項の使用人に対する監査役からの指示の実効性の確保に関する事項 監査業務の補助をする業務監査室の従業員の選任に関しては、監査機能の一翼を担う重要な役割をもつことに鑑み、その経験・知見・行動力を十分に考慮するものとします。

<u>⑩ 当社及び子会社から成る企業集団における</u>取締役及び使用人が監査役に報告をするための 体制その他監査役への報告に関する体制

監査役は、取締役会のほか、常務会、経営会議、コンプライアンス委員会等に出席し、重要な報告を受け、意見を表明できる体制としております。

<u>監査役のうち子会社監査役を兼務する者を置いて、子会社の取締役会等に出席し、重要な報告を受け、意見を表明できる体制としております。</u>

また、法令上及び定款上疑義のある行為等について、<u>当社グループの</u>従業員が直接情報提供を 行う手段としての報告・相談ラインの相手先の一つとして、監査役を設定しております。

① 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けない事を確保 するための体制

「役職員行動規範」において報告者が不利益を被らないよう最大限の配慮を行う体制としております。

② 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払 請求、支出した費用の請求または債務の処理については、当該職務の執行に必要でないと証明さ れた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理します。

⑬ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役、従業員、会計監査人と相互の意思疎通を図るため、それぞれ随時意見交換 会をもつこととしております。

また、「内部監査規定」において、業務監査室は監査役及び会計監査人と密接な連携を保つよう努めなければならない旨を定め、監査役の監査の実効性確保を図っております。

⑭ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とその整備状況

当社は、「役職員行動規範」に基づき反社会的勢力及びこれらと関係のある個人・団体に対して、一切の交流・取引を行わないこと、要求を断固拒否することを方針とし、警察等の外部機関や関連団体・関連企業と協力して、情報を収集し反社会的勢力の排除のため社内体制の整備を推進します。

以上